

第 13 回 茅ヶ崎海岸グランドプラン推進会議の概要

1 日時	平成 18 年 10 月 12 日（木）19:00～21:30
2 場所	茅ヶ崎市役所分庁舎 D 会議室
3 出席委員	折原代表、山口副代、益永副代、高橋委員、荒井委員、岩本委員、亀山委員、片岡委員、新谷委員、水沼委員、山本委員
4 傍聴人数	5 名
5 市出席者	市企画調整課 課長補佐、担当者、コンサルタント
6 議 題	1) 漁港後背地の土地利用について 2) 交通ネットワーク方針（案）について 3) 景観方針（案）について 4) 緑・自然環境保全の方針の構成（案）について 5) まちづくり協議会について
7 会議の概要	1. 漁港後背地の土地利用について ○ 土地区画整理的な区画割にできなかった理由 →既存占用状況（区画）を基本にしている。 →地権者の中には、現状のままで漁業関係の生活をしたいという方が多くいた。 ○ 占用許可はどのように出しているのか。 →占用許可は毎年行っている。（許可は県知事と市長） ○ 地区内に建ててはいけない建築物は何か。 →住宅（堅固な建物）はだめ。 →ただ、法律ができる前から居住していた状況もあるため、住宅の建築を許可している状況である。 →住宅、工場などの公益性の低い占用状況は、問題として財務省から指摘されている。 →なお、占用料は市に支払っている。 ○ 昭和 59 年関東財務局の是正対応 →平成 6 年是正未済事項として、今後漁港整備と国道整備に併せて対応することとした。（H12 漁港区域整備基本構想での背後地整備） ○ 当該地区が防潮堤（国道 134 号）より海岸側に位置している状況について。 →当該地区の海岸側には、お祭り広場南側の階段状の護岸がある。 ○ 国有地払い下げに対する地権者対応 →基本的には払い下げを希望する地権者が多いが、中には資金繰りの面で賃借を希望している地権者もいる。 ○ 未利用地の扱い →未利用地は国へ返却することとなる。（財務省の管理となる。） （意見・確認事項等） ● 国有地については、払い下げという方法以外に賃貸という方法があることを知った。今後未利用地については、茅ヶ崎市が国から借りるという方策もあり得るのではないか。 ● 当該地区の防災（津波対策等）は払い下げられた段階で市への行政責任が発生する。今後、地権者と茅ヶ崎市で対策等を検討していく必要が出てくるのではないか。 ● 払い下げの交渉において、市側が「所有地にすれば転売は自由という

説明をしていることが問題。このことにより、買い取りを決めた地権者もいるのではないか。

- 再度、G P の考えを踏まえ、地権者の意向を確認する必要がある。

2. 交通ネットワーク方針（案）について

- 区画道路の用途廃止について。
 - 関係課へ確認したが、区画道路の用途廃止は困難である。
 - 区画道路の機能を制限するために、当該区画道路が存する場所も含め自然公園的な空間として整備し、道路機能の見直しを検討したい。または、市道 1615 号とサイクリング道路を一体化し、公園内道路として利用する。（この場合、B 地区地権者との調整が必要）
 - 漁業関係者駐車場の配置等についても検討する必要がある。
 - 区画道路を廃止すると、GH 等の駐車場アクセスに影響を与えるのではないか。
 - 駐車場へのアクセスについては、国道 134 号からの縦の道路（市道 2059 号、2060 号）で対応できる。
- （意見・確認事項等）
- 今後、公園構想をメインに当該地区（区画道路含む）を検討していく。
 - 公園構想の具体的イメージについては、次年度作業となる。
 - 漁港北側の駐車場の作り方や運営の仕方については、今後 G P 推進会議で検討していく。

3. 景観方針（案）について

- 景観形成基本コンセプトについて。
 - イメージが浮かばない。（色、海を見た景観、海から丘を見た景観）
 - 海、水、風、太陽等、美意識が必要。
 - 単体の「松」ではなく、「松林」として連続性をイメージさせる方が良いのではないか。
 - 「別荘地」「漁港」という言葉はいかがなものか。
 - 景観の基本コンセプトでは、建物の基準コードをつくるようなイメージで整理した。
- （意見・確認事項等）
- 景観形成コンセプトについては、次回迄に各委員に検討していただく。

4. 緑・自然環境保全の構成（案）について

- 「緑・自然環境保全の方針の基本的な考え方」の部分の検討項目の意味が良くわからない。
 - ①～⑤までを項目としてあげてしまった。基本的には、「基本コンセプト」、「基本方針」があり、そのあとに「地区別方針のあり方」として整理する。
 - また、A～C 地区のサイクリング道路等のあり方については、先ほどの自然公園的空間整備を踏まえ、海岸地区内の事項として取り上げ整理する。
 - 海岸浸食の問題はどこで扱うのか。
 - 現況については、「海岸地形」、方針等については、海岸地区における海岸線・砂浜の保全の箇所で扱う。
- （意見・確認事項等）
- 本方針については、次回の検討とする。

	<u>5. 第3回まちづくり協議会について</u> (報告事項) ● 山手総合計画研究所の長谷川氏にパネラーを依頼。(茅ヶ崎駅北口の景観に携わっている) ● パネルディスカッションの前に中間報告の報告、交通ネットワーク方針(案)、景観方針(案)の概要を説明する。
--	---